

## 自動車運転代行業者に対する行政処分取扱規程

平成 27 年 3 月 27 日  
福井県公安委員会規程第 1 号

改正

平成28年3月7日公委規程第4号 平成31年4月25日公委規程第5号 令和6年3月28日公委規程第4号

自動車運転代行業者に対する行政処分取扱規程を次のように定める。

自動車運転代行業者に対する行政処分取扱規程

自動車運転代行業者に対する行政処分取扱規程（平成17年福井県公安委員会規程第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「施行令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替に関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、自動車運転代行業の認定、認定の拒否、認定の取消し、立入検査、指示、注意、営業の停止、営業の廃止及び法の規定に基づき福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行った行政処分の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「法の指示」とは、法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- (2) 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読み替え後の道路交通法第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- (3) 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業の停止を命ずることをいう。
- (4) 「違反行為」とは、法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった施行令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。
- (5) 「自動車運転代行業者等」とは、自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

（認定等の手続）

第3条 法第5条第2項に規定する認定処分のお知らせは、認定通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第5条第3項に規定する認定を拒否する処分のお知らせは、認定に関する通知書（別記様式第2号）により行うものとする。この場合において、「理由」の欄には、法第3条のいずれの号に該当するものであるか、及びその該当すると認めた事実を具体的に記載するものとする。

3 法第5条第4項に規定する国土交通大臣との協議は、福井県知事（以下「知事」という。）に対し認定に関する協議書（別記様式第3号）に、認定申請書（規則別記様式第1号）の写し及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号）第2条に規定する書類を添えて行うものとする。  
（認定の取消し）

第4条 法第7条第1項に規定する認定の取消しは、認定取消処分通知書（別記様式第4号）により行うものとする。この場合において、「理由」の欄には、法第7条第1項のいずれの号に該当するものであるか（法第7条第1項第2号に該当することを理由として認定の取消しを行うときは、法第3条のいずれの号に該当するものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載するものとする。

2 法第7条第2項に規定する国土交通大臣への協議は、知事に対し認定取消しに関する協議書（別記様式第5号）により行うものとする。  
（変更の届出）

第5条 法第8条第2項、第28条等に規定する知事への通知は、変更届出に関する通知書（別記様式第6号）により行うものとする。  
（廃業等の届出）

第6条 法第9条第3項、第28条等に規定する知事への通知は、知事に対し廃業に関する通知書（別記様式第7号）により行うものとする。  
（立入検査）

第7条 法第21条第3項に規定する立入検査を行う警察職員の身分を示す証票は、身分証明書（別記様式第8号）とし、公安委員会が作成し、交付するものとする。

2 公安委員会は、立入検査を行う場合は、知事と緊密な連携を図り、原則として共同で立入検査を実施するものとする。  
（指示等）

第8条 法の指示（法第22条第2項に規定する指示を除く。以下この条及び第10条において同じ。）は、指示書（別記様式第9号）により行うものとする。この場合において、法の指示を行うには至らないが、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するために必要と認める場合は、注意書（別記様式第10号）を交付するものとする。

2 国土交通大臣（知事）に対して行う指示をした旨のお知らせは、知事に対し指示に関する通知書（別記様式第11号）に公安委員会と知事が協議した上で必要と認める書類を添付して行うものとする。

3 法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第1の1の項に掲げる行為が行われた場合は、法の指示及び点数の付与を行うものとする。

- (2) 別表第1の2の項に掲げる行為が行われた場合は、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合において、以下の事項に留意すること。
- ア 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。
- イ 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。
- (3) 別表第1の3の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。
- ア 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合は、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
- イ アに掲げる場合以外の場合は、以下のとおりとする。
- (ア) 過去2年以内(直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。)に行政処分等(注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。)を受けていない場合は、注意を行うものとする。
- (イ) 過去2年以内に行政処分等を受けている場合は、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
- (4) 別表第1の4の項に掲げる行為が行われた場合は、以下の基準によるものとする。
- ア 自動車運転代行業者又は安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合は法の指示を行うものとする。
- イ アに掲げる場合以外の場合は、以下のとおりとする。
- (ア) 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内(直近の違反行為が行われた日から起算して過去1年以内をいう。)に駐停車違反行為が1回以上行われている場合は、注意を行うものとする。
- (イ) 過去2年以内に行政処分等を受けている場合は、法の指示を行うものとする。
- ウ ア及びイにかかわらず、当該駐停車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合は、注意又は法の指示を行わないものとする。
- エ ア又はイ(イ)の場合に行う法の指示においては、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、その具体例は、別表第2のとおりとする。

(営業停止命令)

- 第9条 営業停止命令は、営業停止命令書(別記様式第12号)により行うものとする。
- 2 法第23条第3項に規定する国土交通大臣(知事)との協議は、知事に対し営業停止命令に関する協議書(別記様式第13号)に公安委員会と知事が協議した上で必要と認める書類を添付して行うものとする。
- 3 知事から法第23条第2項、第28条等に規定する要請があった場合における営業停止命令は、原則として、知事の判断を尊重して行うものとする。この場合において、公安委員会は、知事と緊密に連絡・調整を図るとともに、事実認定、疎明資料、当該違反行為の悪性等について十分な検討を行った上で適正な行政処分の実施を図るものとする。

る。

(営業停止命令を行う場合の基準)

第10条 営業停止命令を行う場合の基準は、施行令第5条第1項第2号の規定によるものとする。

2 前項の基準に該当しない場合であっても、次の各号に掲げる事項に該当するときは、施行令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反したとき。ただし、当該自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等、当該違反を当該自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があり、公安委員会が営業停止命令を行わないことが相当であると認めるときを除く。

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の3の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。）を起こしたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次に掲げるときその他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

3 施行令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合において、次の各号に掲げる事項に該当し、かつ、知事から法第23条第2項の規定による要請があったときは、施行令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が、法第22条第2項の規定による指示に違反したとき。ただし、当該自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合において、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたとき等、当該違反を当該自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があり、公安委員会が営業停止命令を行わないことが相当であると認めるときを除く。

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こしたとき。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合において、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたとき等、当該違反を当該自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情が

あり、公安委員会が営業停止命令を行わないことが相当であると認めるときを除く。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、次に掲げるときその他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合において、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

(営業停止の期間)

第11条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数を超えない範囲内のものとする

- (1) 施行令第5条第1項第2号の規定により営業の停止を命ずる場合

別表第3の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ以下の方法により算出した日数（小数点以下は、切り上げるものとする。）

$$T = t(C + 9) / 10C$$

T = 営業停止の期間

t = 別表第3の「期間」欄に定める日数

C = 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数

- (2) 施行令第5条第1項第3号又は第4号の規定により営業の停止を命ずる場合

別表第4の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前号の方法により算出した日数

(処分の加重)

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由がある場合は、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、施行令第5条第1項第2号、第3号又は第4号に定める上限の期間を超えることはできない。

- (1) 違反行為の態様が著しく悪質であるとき。

- (2) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等、違反行為の結果が重大であるとき。

(処分の軽減)

第13条 第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由がある場合は、情状により、処分を軽減することができるものとする。

- (1) 自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められるとき。

- (2) 違反行為を行った後、自ら改善措置を講じているとき。

(営業の廃止)

第14条 法第24条第1項又は法第25条第2項第3号に規定する営業の廃止命令は、営業廃止命令書（別記様式第14号）により行うものとする。この場合において、「理由」の欄には、法第24条第1項のいずれの号に該当するものであるか（法第24条第1項第3号の規定により営業の廃止命令を行うときは、法第3条のいずれの号に該当する

ものであるかを含む。) 、及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載するものとする。

2 法第24条第2項、第28条等に規定する知事への協議は、知事に対し営業廃止命令に関する協議書(別記様式第15号)により行うものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第15条 公表の対象となる行政処分は、次に掲げる行政処分(以下「公表対象処分」という。)とする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項各号に掲げる行政処分のうち、次に掲げる場合は、公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は第23条第2項による知事からの要請に際し、知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

(公表の内容)

第16条 公表は、対象業者処分票(別記様式第16号)に掲げる事項について行うものとする。

(公表の方法)

第17条 公安委員会が公表対象処分を行った場合の公表は、対象業者処分票を福井県警察のホームページへ掲載することにより行うものとする。

(公表の時機及び期間)

第18条 公表は、公表対象処分が行われた後、速やかに行うものとし、公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

(警察本部長への委任)

第19条 この規程を実施するために必要な事項については、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日福井県公安委員会規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日福井県公安委員会規程第5号)

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日福井県公安委員会規程第4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

法の指示の基準

項	行 為	備 考
1	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為	下命容認行為の禁止違反
	法第10条の規定に違反する行為	名義貸し禁止違反
2	法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為	法の指示違反
	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	法第5条第1項の規定に違反する行為	申請書等虚偽記載
	法第6条第1項の規定に違反する行為	標識掲示等義務違反
	法第8条第1項の規定に違反する行為	変更届出義務違反
	法第14条第2項の規定に違反する行為	運転代行業務従事制限違反
	法第16条の規定に違反する行為	代行運転自動車標識表示義務違反
	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為	安全運転管理者未選任
	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為	安全運転管理者業務不履行
	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為	副安全運転管理者未選任
	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為	権限付与義務違反
	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為	安全運転管理者等講習受講義務違反
	法第20条第1項の規定に違反する行為	帳簿等備付け義務違反
法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	立入検査拒否等	
4	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	駐停車違反

別表第 2（第 8 条関係）

運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 7 号に掲げる行為に係る指示の具体例

<p>運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。</p>
<p>運転代行業務従事者に対して、一定の期間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。</p>
<p>一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。</p>
<p>一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取り付けておくべきこと。</p>
<p>あらかじめ客待ちの際の待機駐車を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。</p>

別表第3(第11条関係)

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	4点・5点・6点	30日
	7点・8点・9点	60日
	10点・11点・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3点・4点・5点	30日
	6点・7点・8点	60日
	9点・10点・11点	90日
	12点・13点・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2点・3点・4点	30日
	5点・6点・7点	60日
	8点・9点・10点	90日
	11点・12点・13点	120日
	14点・15点・16点	150日
	17点以上	180日
備考 施行令第5条1項第2号の規定による営業停止日数の算出方法		
$\text{営業停止の期間} = \frac{\text{期間の欄に定める日数} \times (\text{直近の違反行為が行われた時点における随伴車の台数} + 9)}{10 \times \text{直近の違反行為が行われた時点における随伴車の台数}}$		

別表第4(第11条関係)

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	
備考 施行令第5条1項第3号又は第4号の規定による営業停止日数の算出方法		
$\text{営業停止の期間} = \frac{\text{期間の欄に定める日数} \times (\text{直近の違反行為が行われた時点における随伴車の台数} + 9)}{10 \times \text{直近の違反行為が行われた時点における随伴車の台数}}$		

(様式省略)